資料　２

令和８年度　第２回

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

報告・諮問事項

令和８年１０月２９日

	報 告 ・ 諮 問 事 項	報告 No.	諮問 No.	頁
【１】	個人情報の保護に関する法律第66条第１項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	６		１
【２】	個人情報（国籍）の漏えい事案について	一般報告		１４
	メール配信システムへの不正アクセスによる個人情報漏えいのおそれについて	一般報告		１５

報告６

個人情報の保護に関する法律第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について（報告）

デジタル・セキュリティ部会（以下「部会」という。）の開催について

１　所管課から提出のあった案件について

手続申込のあった業務数	２５業務	所管課が実施した 自己点検類型件数	１０６件

自己点検類型…個人情報の保有、外部委託、指定管理、労働者派遣、目的外利用、外部提供、電算入力、外部結合の８類型

２　部会開催に係るスケジュール

令和８年　６月１５日（月）　案件募集通知発出
令和８年　６月２９日（月）　案件提出締切
令和８年　７月１３日（月）　事前協議１回目
令和８年　８月　７日（金）　事前協議２回目
令和８年　８月３１日（月）　部会開催

３　部会に報告のあった自己点検について

部会点検における部会での確認事項を類型化したものは別表のとおり

【報告１０】障害児通所及び入所支援事業に関する業務（障害者施策課）

※参考資料　PART１　１ページ～２５ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、障害児入所支援事業の事務を実施するに当たり、個人情報の保有、外部委託、外部提供、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告１１】児童厚生施設の認可等に関する業務（児童青少年課）

※参考資料　PART１　２６ページ～２８ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、児童厚生施設の設置認可に係る事務を実施するに当たり、個人情報の保有に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問

・保有する個人情報の記録方法について

○回答

・所属職員のみがアクセス可能な庁内共有フォルダに記録する。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告１２】児童養護施設等の設置認可に関する業務（子ども家庭部管理課）

※参考資料　PART１　２９ページ～３７ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、児童養護施設等の設置認可に係る事務を実施するに当たり、個人情報の保有、電算入力に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告１３】児童養護施設等の指導検査に関する業務（子ども家庭部管理課）

※参考資料　PART１　３８ページ～５２ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、児童養護施設等の指導検査業務を実施するに当たり、個人情報の保有、外部提供、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告１４】被措置児童の入所措置に係る費用徴収に関する業務（子ども家庭部管理課）

※参考資料　PART１　５３ページ～６２ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、児童を措置入所させた場合に、扶養義務者等の負担能力に応じて入所措置に係る費用徴収事務を実施するに当たり、個人情報の保有、目的外利用、電算入力に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問

・本件事務で利用する個人情報と児童相談所が保有する個人情報の関係について

○回答

・児童相談所の保有個人情報から、措置費を請求するに当たり必要な項目のみを目的外利用する。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告１５】児童虐待及び被措置児童等虐待の対応に関する業務（子ども家庭部管理課）

※参考資料　PART１　６３ページ～７８ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、児童虐待の再発防止のための指導に従わない保護者への勧告事務及び被措置児童等に対する施設職員等による虐待の通告窓口事務を実施するに当たり、個人情報の保有、目的外利用、外部提供、電算入力に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問

・記録項目「死因」の内容について

○回答

・被措置児童等に係る重大事故として死亡事故も想定されるため、そのような内容を死因として保有する。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告１６】児童相談所の運営に関する業務（児童相談所設置準備課）

※参考資料　PART１　７９ページ～２４９ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、児童相談所の運営及び関連する児童の福祉に関する業務を実施するに当たり、個人情報の保有、外部委託、目的外利用、外部提供、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問１

・東京都児童相談所と区立児童相談所が取り扱う個人情報について

○回答１

・東京都児童相談所が利用していた個人情報を区立児童相談所でも取り扱うものであり、区立児童相談所において独自に取り扱う個人情報はない。法に基づいて行う事務である。

○質問２

・記録項目「宗教」が読み込む情報について

○回答２

・宗教上の理由で食事や生活様式に配慮する事項があるため宗教名称を保有する。

○意見

・信仰対象を記録するのではなく、宗教上の理由で配慮する事項として記録することはどうか。

○意見に対する回答

・実務の内容を踏まえて事務局と調整する。

○修正結果

・「食事上の配慮事項」「生活上の配慮事項」「宗教上、文化上の配慮事項」とした。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告１７】愛の手帳に係る判定に関する業務（児童相談所設置準備課）

※参考資料　PART１　２５０ページ～２８０ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、東京都から移管される愛の手帳に係る判定事務を実施するに当たり、個人情報の保有、目的外利用、外部提供、電算入力に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告１８】里親支援に関する業務（児童相談所設置準備課）

※参考資料　PART１　２８１ページ～３３９ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、里親子及び里親希望者に対する相談その他の援助等の事務を実施するに当たり、個人情報の保有、外部委託、目的外利用、外部提供、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問

・記録項目「犯歴の有無」が読み込む情報について

○回答

・法令で定められた里親の欠格事由該当性を確認するために保有する。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告１９】社会的養護自立支援拠点事業に関する業務（児童相談所設置準備課）

※参考資料　PART１　３４０ページ～３４７ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、社会的養護自立支援拠点事業を実施するに当たり、個人情報の保有、外部委託に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告２０】子どもの意見表明等支援事業に関する業務（児童相談所設置準備課）

※参考資料　PART１　３４８ページ～３６１ページ

１　自己点検の概要

区立児童相談所の設置に伴い、一時保護施設及び児童養護施設等に入所措置している児童を対象にした意見表明等支援事業を実施するに当たり、個人情報の保有、外部委託、目的外利用、電算入力に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告２１】特別児童扶養手当の判定に関する業務（児童相談所設置準備課）

※参考資料　PART１　３６２ページ～３７０ページ

１　自己点検の概要

特別児童扶養手当の有期更新に必要な総合判定区分確認証明書の発行に係る心理判定を実施するに当たり、個人情報の保有、電算入力に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告２２】農業振興支援に関する業務（産業振興センター）

※参考資料　PART２　１ページ～６ページ

１　自己点検の概要

農地における獣害対策として農業者からの申出を受け、わなを設置して害獣の捕獲及び処分を行う事業を実施するに当たり、個人情報の保有、外部委託に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問

・本件事業の件数見込みと情報の管理方法について

○回答

・年間 10 件から 20 件程度と見込んでいる。このため、電算台帳による管理は行わない。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告２３】後期高齢者医療保険制度に関する業務（国保年金課）

※参考資料　PART２　７ページ～１０ページ

１　自己点検の概要

後期高齢者医療制度において、過去に一定のマイナ保険証利用実績のある被保険者に資格情報のお知らせを交付することとなったことに伴い、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにマイナ保険証利用状況の項目を追加するに当たり、電算入力に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告２４】乳幼児健康診査等に関する業務（地域子育て支援課）

※参考資料　PART２　１１ページ～２２ページ

１　自己点検の概要

５歳児健診のモデル事業を実施するに当たり、個人情報の保有、外部委託、目的外利用、電算入力に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告２５】杉並区立体育施設の指定管理、杉並区立公園の指定管理（スポーツ振興課、みどり公園課）

※参考資料　PART２　２３ページ～３２ページ

１　自己点検の概要

下高井戸おおぞら公園及び同公園スポーツコートについて、指定管理者に管理・運営を行わせるに当たり、指定管理に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問

・指定管理者自主事業の自己点検要否について

○回答

・指定管理者の自主事業は自己点検の対象にしておらず、区の事業のみを対象としている。（事務局）

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告２６】平和事業に関する業務（区民生活部管理課）

※参考資料　PART２　３３ページ～３８ページ

１　自己点検の概要

すぎなみ平和マップを活用したスタンプラリーツアーを開催するに当たり、個人情報の保有、外部委託に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問

・事業対象者の年齢及び個人情報の取得方法について

○回答

・事業対象者は中学生以上としている。中学生が参加する場合は、事業への参加に当たって保護者の同意を得ることとしており、個人情報は当該中学生本人から取得するものと整理している。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告２７】町会・自治会への支援に関する業務（地域課）

※参考資料　PART２　３９ページ～５０ページ

１　自己点検の概要

町会・自治会活動における課題解決のために町会・自治会運営支援システムを導入するに当たり、個人情報の保有、外部委託、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告２８】不妊治療費助成に関する業務（健康推進課、保健サービス課）

※参考資料　PART２　５１ページ～５６ページ

１　自己点検の概要

東京都の助成事業に上乗せで助成を行う不妊治療に要する費用の助成事業について、東京都の事業において保険診療が対象に含まれることにより、区の助成額算定に必要な情報を新たに保有するに当たり、個人情報の保有、電算入力に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問

・東京都からの情報の取得方法について

○回答

・申請者から取得した東京都の交付決定番号を利用して、個別に文書で照会を行う予定である。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告２９】結核医療費負担に関する業務（保健予防課）

※参考資料　PART２　５７ページ～６３ページ

１　自己点検の概要

医療費助成の受給者情報等のデータを集約し、医療機関等と連携する仕組みである PMH に参加するに当たり、外部委託、外部結合に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問

・外部委託の自己点検項目⑮の実地検査の相手について

○回答

・PMH のシステムはデジタル庁が運用するものであるため、相手方もデジタル庁になると認識している。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告３０】大気汚染医療費助成に関する業務（保健予防課）

※参考資料　PART２　６４ページ～７２ページ

１　自己点検の概要

医療費助成の受給者情報等のデータを集約し、医療機関等と連携する仕組みである PMH に参加するに当たり、個人情報の保有、外部委託、外部結合に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告３１】健診（検診）・保健指導に関する業務（国保年金課）

※参考資料　PART２　７３ページ～７７ページ

１　自己点検の概要

健診（検診）・保健指導事業の外部委託に当たり、印刷物の作成、封入封緘及び発送業務の再委託を認めるに当たり、外部委託に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

○質問

・実地検査を代替措置に替えることについて

○回答

・安全管理措置基準の中で、個人情報の秘匿性その内容、その量等に応じて原則実地検査を実施すると設定している。事業者が取り扱う個人情報の量や取り扱う期間が極端に短い等の理由で代替措置に替えることが考えられる。また、相手方との調整の中で、事情により個人情報を取り扱う執務場所の確認ができないということも考えられる。（事務局）

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告３２】知的障害者通所施設施設利用に関する業務（障害者施設支援課）

※参考資料　PART２　７８ページ～８７ページ

１　自己点検の概要

区立すぎのき生活園において施設利用者の台帳・支援記録の管理を行うシステムを導入するに当たり、外部委託、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

〇質問

・ログの保存期間について

〇回答

・ログの保存期間は１年間である。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告３３】障害者自立支援給付に関する業務（障害者施設支援課）

※参考資料　PART２　８８ページ～９７ページ

１　自己点検の概要

区立すぎのき生活園において介護給付費等の請求を可能とするシステムを導入するに当たり、外部委託、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告３４】子どもの医療費助成に関する業務（子ども家庭部管理課）

※参考資料　PART２　９８ページ～１００ページ

１　自己点検の概要

子どもの医療費助成制度において、申請者が書類を提出できなかった場合等に、必要に応じて情報連携を活用して健康保険の資格情報の確認をするに当たり、個人情報の保有に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告３５】妊娠高血圧症候群等医療費助成に関する業務（地域子育て支援課）

※参考資料　PART２　１０１ページ～１０３ページ

１　自己点検の概要

妊娠高血圧症候群等の医療費助成制度において、情報連携を活用して健康保険の資格情報等の確認をするに当たり、個人情報の保有に係る自己点検を行った。

２　部会点検の要点

・説明員から概要及び自己点検内容について説明を行った。

３　結果

・自己点検内容の妥当性について承認

別表：デジタル・セキュリティ部会における確認事項類型一覧　令和８年度第２回審議会報告分

		自己点検報告番号																									
		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
部会での確認事項の類型																											
	自己点検内容の妥当性																										
	個人情報の取扱類型の該当性																										
	情報及び個人情報の取得方法																	○		○							
	個人情報を保有する必要性							○																			
	個人情報を保有する期間 （一時的に保有する情報の削除時期）																										
	取り扱う個人情報の最小化					○		○																			
	個人情報の記録形態の妥当性		○											○													
	特に配慮を要する個人情報の取扱い																										
	本人の同意、本人への通知の検討																										
	委託業務で取り扱う妥当性																										
	業務委託先の妥当性																										
	再委託の有無の確認及び再委託が発生する際の安全管理																										
	委託業務従事者の条件の検討																										
	目的外利用の**妥当性及び利用**方法					○																					
	外部提供を行う妥当性																										
	個人情報の外部提供先																										
	電算に記録する項目の妥当性																										
	個人情報を記録するシステムの運用等																							○			
	外部結合する際のセキュリティ																										
	自己点検において記載する内容の精査																										
	自己点検において記載する項目の追加																										
	各帳票の記載内容（表現）						○	○		○																	
	(参考)個人情報保護に関連しない質問・意見																										
	その他																○				○		○				
その他の内容	自己点検の対象となる業務																○										
	外部委託における安全管理措置の相手方																				○						
	代替措置について																						○				
確認内容に対する対応の類型																											
	対応不要(部会からの意見等なしを含む)	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	個人情報登録簿等帳票(自己点検表含む)の修正							○																			
	業務の改善																										
	改善の主体 区																										
	改善の主体 区以外（委託先等）																										
	その他																										
	その他の内容																										
	その他の内容																										

一　般　報　告
令和８年１０月２９日
情報公開・個人情報保護審議会
政策経営部情報管理課

個人情報（国籍）の漏えい事案について

１　事案の概要

令和８年７月 13 日に発送した「杉並区生活習慣行動調査」の郵便物について、宛名ラベルに本来表示する必要のない国籍情報が印字された状態で送付したことにより、調査対象 3,000 名のうち外国籍の方 121 名の国籍情報が漏えいした。

なお、本事案は、令和８年７月 25 日に区ホームページの問合せフォームを通じて寄せられた匿名の苦情により判明した。

２　漏えいした個人情報

外国籍の方 121 名の国籍情報

３　発生原因

無作為抽出で選ばれた対象者の宛名ラベルを印刷する際に、誤った出力パターンを選択したことに加え、印刷後の確認が不十分であったため。

４　区の対応

（1）報道機関への情報提供

令和８年７月 29 日、本事案について区公式ホームページで公表するとともに、報道機関への情報提供を行った。

（2）関係者への謝罪

令和８年７月 30 日、対象者 121 名に対し、お詫びと個人情報保護法に基づく本人通知を送付した。

（3）再発防止策

本事案を踏まえ、宛名ラベルに国籍情報が誤って出力されないようシステム設定を見直した。

あわせて、事前の入力内容及び処理後の出力結果について複数人による確認を徹底することにより、再発防止を図る。

一　　般　　報　　告
令和８年10月29日
情報公開・個人情報保護審議会
政策経営部情報管理課
危機管理室防災課
保健福祉部障害児支援担当
保健福祉部障害者施設支援課
都市整備部建築課

メール配信システムへの不正アクセスによる個人情報漏えいのおそれについて

１　事案の概要

区が利用するメール配信サービスの提供事業者である株式会社アルカディア（以下「事業者」という。）から、同社が提供するメール配信サービス「SpeeCAN RAIDEN」において、第三者による不正アクセスが発生し、登録情報が漏えいした可能性があるとの報告を受けた。現在、事業者において原因や影響範囲の調査が進められており、区としても事業者と連携しながら状況の確認を行っているところである。

区において当該サービスを利用しているシステムについて全庁調査を行った結果、該当するシステムは、①「杉並区立こども発達センター利用者緊急メール等配信サービス」、②「杉並区立障害者通所施設緊急メール等配信サービス」、③「杉並区被災建築物応急危険度判定員名簿管理・参集システム」、④「杉並区職員非常呼集システム」の全４システムであり、他に当該サービスを利用しているシステムはないことを確認している。

２　事案の経過

日時	内容
10月11日	事業者が提供する「SpeeCAN RAIDEN」において、不正アクセスが疑われる不審な挙動を確認
10月12日	事業者が侵入経路を遮断する応急措置を実施するとともに、影響範囲を特定するための調査を開始
10月13日	事業者が区に事案を報告。同日11時00分、事業者が①「杉並区立こども発達センター利用者緊急メール等配信サービス」、②「杉並区立障害者通所施設緊急メール等配信サービス」を停止。また、区において当該サービスを利用しているシステムについて、全庁調査を実施。
10月14日	①②の２システムにおける個人情報漏えいのおそれについて、区公式ホームページで公表するとともに、報道機関へ情報提供。全庁調査の結果、当該サービスを利用しているシステムは、①②のほか、③「杉並区被災建築物応急危険度判定員名簿管理・参集システム」、④「杉並区職員非常呼集システム」の全４システムであることを確認。
10月15日	③④について、事業者に確認したところ、個人情報漏えいのおそれが判明したため、第２報として公表。また、③④については、事業者において外部からの不正なプログラムが設定されていないことを確認するとともに、不正アクセス対策を実施し、安全性が確保されていることから、継続して利用。①②については、16時頃、事業者によるサービスの復旧を確認し、システムの利用を再開。
10月16日	①②の登録者全員に対し、システムの利用を再開したことを通知。

３　対象システム、登録者数及び漏えいのおそれがある個人情報

対象システム等は、次のとおりである。

対象システム	登録者数	漏えいのおそれがある個人情報
①杉並区立こども発達センター利用者緊急メール等配信サービス	280 名	氏名、メールアドレス
②杉並区立障害者通所施設緊急メール等配信サービス	174 名	氏名、メールアドレス
③杉並区被災建築物応急危険度判定員名簿管理・参集システム	371 名	氏名、メールアドレス、電話番号、居住地域（区内７区分）
④杉並区職員非常呼集システム（※）	4,492 名	氏名、メールアドレス、電話番号、所属、職員番号

※ 杉並区職員非常呼集システムの登録者は、区職員のみである。

４　区の対応

（１）対象システムへの対応

①「杉並区立こども発達センター利用者緊急メール等配信サービス」、②「杉並区立障害者通所施設緊急メール等配信サービス」は、安全性が確認されるまでシステムを停止し、停止期間中は、緊急情報を電話連絡や各施設からの個別連絡等の代替手段により対応した。その後、安全性が確認されたことから、10 月 15 日にシステムの利用を再開した。

③「杉並区被災建築物応急危険度判定員名簿管理・参集システム」、④「杉並区職員非常呼集システム」は、事業者が外部からの不正なプログラムが設定されていないことを確認し、不正アクセス対策を実施した上で安全性が確保されていることから、継続して利用している。

（２）登録者への周知及び注意喚起

対象システムの全登録者に対し、事案の経緯を周知するとともに、区又は事業者を装った不審なメール等に注意するよう呼びかけている。あわせて、身に覚えのないメールに記載されたＵＲＬへのアクセス、添付ファイルの開封、個人情報の入力及び返信を行わないよう注意喚起している。

（３）公表及び全庁への注意喚起

令和８年 10 月 14 日及び 15 日に、区公式ホームページで公表するとともに、報道機関への情報提供を行った。また、区の事業を委託している事業者等において取り扱う個人情報等の情報セキュリティ対策を改めて徹底するよう、全庁に通知した。

５　今後の対応

引き続き、事業者と連携して漏えいの有無、影響範囲及び原因等を確認するとともに、調査結果を踏まえ、必要な対応を行う。